

別記 1 - 1

製造所等定期点検記録表（一般取扱所）（詰替施設）

事業所名							
所在地							
点検対象	製造所等の区分						
	設置許可 年月日・番号	年 第	月	日 号			
	完成検査年月日	年	月	日			
	施設名又は 呼称番号						
	危険物の類別、 品名（品目）、最 大貯蔵量又は最 大取扱量、倍数						
点検実施者	危険物取扱者	所 属					
		氏 名	⑩				
		免状の区分	免状番号				
	危険物施設 保 安 員	所 属					
		氏 名	⑩				
	上記以外の者	会 社 名					
		所 属					
		氏 名	⑩				
	立会危険物 取 扱 者	所 属					
		氏 名	⑩				
		免状の区分	免状番号				
	点検年月日	年	月	日	保存期限	年	月

点 検 項 目		点 検 内 容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
防 火 塀 又 は 壁 (防火戸を含む。)		亀裂、損傷、傾斜等の有無 及び閉鎖機能の適否	目視		
上 屋 等	上 屋	損傷の有無	目視		
	柱	変形、損傷の有無	目視		
地 盤 面 等	地 盤 面	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滯油、滯水、土砂等の堆積 の有無	目視		
	ためます、排水 溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滯油、滯水、土砂等の堆積 の有無	目視		
上 部 ス ラ ブ		亀裂、崩没、不等沈下の有 無	目視		
タ ン ク 本 体		漏えいの有無	*注 1		
通 気 管		固定状況の適否	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、目づま り等の有無	目視		
液 量 自 動 表 示 装 置		損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
圧 力 計		損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		指示状況	目視		
計 量 口		蓋の閉鎖状況の適否	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
漏 え い 検 査 管		変形、損傷、土砂等の堆積 の有無	*注 2		
注 入 口		変形、損傷の有無	目視		
		接地電極損傷の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による 測定		
注 入 口 ピ ッ ト		亀裂、損傷等の有無	目視		
		滯油、滯水、土砂等の堆積 の有無	目視		

固定注油設備	各 接 合 部	漏えい、変形、損傷の有無	目視		
	固 定 ボ ル ト	腐食、ゆるみ等の有無	目視		
	ノズル、ホース	漏えいの有無	目視		
		亀裂、損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視		
	ホースリール	漏えい、変形、損傷の有無	目視		
		ホース升降機能及び作動状況の適否	作動確認		
	ポ ン プ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
流 量 計	漏えい、損傷の有無	目視			
表 示 装 置	変形、損傷の有無	目視			
静電気除去装置	損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視			
	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定			
緊急移送停止装置	機能の適否	作動確認			
配管・バルブ等	配 管	漏えいの有無	*注1		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		保温（冷）材の損傷、脱落等の有無	目視*注3		
		固定状況の適否	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
バ ル ブ	漏えい、損傷の有無	目視			
	開閉機能の適否	目視			
ポンプ室	壁、柱、はり及び屋根	損傷の有無	目視		
	防 火 戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視		
	ポ ン プ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
	床、ためます	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
換気・排出設備	変形、損傷の有無	目視			
	機能の適否	作動確認			

照 明 設 備	損傷の有無	目視		
電 気 設 備	配線及び機器の損傷の有無	目視		
	機能の適否	作動確認		
標 識 、 掲 示 板	取付状況、記載事項の適否 及び損傷、汚損の有無	目視		
消 火 器	位置、設置数、外観的機能 の適否	目視		
警 報 設 備	損傷の有無	目視		
	機能の適否	作動確認		
そ の 他				

注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

注3 保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することが望ましい。